

(別紙)

3 どのようなルールですか。(策定主体、ルールの適用範囲、参画職種等)

市町村	摘要
名古屋市	名古屋市における多職種連携の指針として、名古屋市と名古屋市医師会にて「なごや在宅医療・介護連携ハンドブック～名古屋市における在宅医療・介護連携ガイドライン～」を作成している。
日進市	地域包括支援センターにおいて、「入院時情報提供書」「退院情報等記録書」を作成、介護支援専門員と医療機関との間での情報共有について活用。(ただし、使用は任意)
一宮市	入退院における連携・情報共有のためのガイドライン 策定主体 ケアマネNET一宮、一宮SW連絡会 ルールの適用範囲 ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー 参画職種等 多職種連携研修で他職種にも周知
小牧市	小牧市介護支援専門員連絡協議会が中心となり、市や病院、介護保険サービス事業者連絡会等が協議し、連携シートと簡易マニュアルを作成、運用
犬山市	多職種連携の注意事項等をまとめた「思いやりアクションブック～見直そう多職種連携の基本～」という小冊子を作成し、専門職に配布。
江南市	江南市では平成29年5月に「情報の取り扱いBOOK」を作成し、入退院時の情報提供や連携について記載し、様式例を載せている。平成30年3月に尾北医師会在宅医療サポートセンターにて「思いやりアクションブック」を作成し、入院時情報提供書の作成について記載がある。その後令和元年には、2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)で尾北医師会に委託している在宅医療・介護連携推進事業にて、ケアマネジャーと医療ソーシャルワーカーの合同情報交換会を開催し、それまで市町独自様式を使用していた情報提供書(入院時情報連携加算用)の標準様式を作成した。今後、評価予定。
大口町	2市2町(犬山市・江南市・扶桑町・大口町)から尾北医師会在宅医療サポートセンターに委託している在宅医療・介護連携推進事業の『退院時連携ワーキンググループ』において、平成30年3月、『思いやりアクションブック～多職種連携の基本～』を発行した。
知多市	「知多市在宅医療・介護連携ガイドライン」 策定主体: 知多市在宅医療・介護連携推進事業 在宅医療・介護連携体制に関するワーキンググループ ルールの適用範囲: 市内を想定 参画職種: 医師、歯科医師、薬剤師、看護師(病院、訪問)、介護支援専門員、介護事業者代表(通所、訪問)、病院連携室代表、包括、行政
豊田市	○策定主体は、豊田加茂医師会在宅医療サポートセンターで、「退院支援ガイドブック」として策定 ○ガイドラインに関わる関係者は以下のとおり ・医師、訪問看護師、地域包括支援センター、介護支援専門員、障がい者相談支援専門員、MSW、病院看護師及び退院調整部門
みよし市	退院支援ガイドブックを策定し運用している。
碧南市	在宅医療介護連携の手引き作成
刈谷市	刈谷豊田総合病院スタッフと介護支援専門員が共通で利用する入退院支援のためのマニュアル。
高浜市	病院と介護支援専門員との連携マニュアル(近隣市の病院やケアマネ、市役所等で作成したもの)
豊川市	地域包括ケアシステムの構築推進を目的とした医療・介護関係多職種からなる第一層協議体「地域包括ケア推進協議会」が作成主体で、入退院時における多職種連携のルールを始めとした在宅療養に必要な多職種連携のルール、ICTツールの活用による連携、研修棟を通じた連携などをまとめた「多職種連携の手引き」を策定している。

7 関わり方を教えてください。

その他
現在ある各病院の仕組みを向上させていく必要がある。
協議の場やワーキンググループに参加。
江南市にて「情報の取り扱いBOOK」を作成し、入退院時の情報提供や連携について記載し、様式例を載せた。令和元年度は、2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)で尾北医師会に委託する在宅医療・介護連携推進事業の中で、ケアマネジャーと医療ソーシャルワーカーが合同で検討しており、市としては、その進捗状況の報告を受けている。今後、検討を進める中で必要に応じて行政も加わって検討することがあると感じている。
市が事務局である知多市在宅医療・介護連携推進事業推進協議会にて、多職種をメンバーに選定したワーキンググループを作り、その中で検討・策定した。同協議会で承認を得て電子@連絡帳に公開。
策定に向けた協議の場に、豊田加茂医師会在宅医療サポートセンターの要請を受けて必要に応じて関係部署が参加
豊田加茂医師会に在宅医療サポートセンター事業を委託し、検討してもらっている。
各病院で行われる研修会・説明会に参加
策定時、更新時ともに、会議だけでは意見集約できないため、ICTツール「電子@連絡帳」を活用している。
東三河南部地域の退院調整ルール策定に向け豊川保健所が主となり取り組んでおり、保健所主催の「病院とケアマネジャー合同会議」に出席。その一環として、田原市内のケアマネジャー会議を開催し、退院調整に関する意見を聴取。

8 関わっていない理由を教えてください。

その他
介護支援専門員の相談は地域包括支援センターの業務としてあるため、直接行政にはない。2市1町の広域で、連携シートについて協議する方向にある。
介護支援専門員と医療機関との連携を推進するため、地域包括支援センターが主体となって策定したものであるため。
市域が小さく、関わる医療機関が市内市外にまたがるため、「ルール」の策定が難しい。市内の医療機関が、ルールの策定に前向きでない。
他市と共同設置している医療介護サポートセンターに依頼をしているが、行政の関与も必要と感じている。
医師会において策定・運用が実施されているため。
必要な場合は、ケースごとに関わり連携を取っている。 町内には入院できる病院が精神科の病院1件しかなく、町外の病院とどのようにルールを策定していくべきかわからない。
入退院支援ルールが策定される機会がないため
入退院支援ルールや運用状況の有無を把握していないため。
ケアマネからは病院内においても連携がうまくいってないと聞かすが、行政がどう関与するべきかわからない。
入退院など医療の部分はかかりつけ医と病院の連携があつての多職種連携であり、自治体としての関与が難しい(市民病院連携室とケアマネジャーの交流会や連携様式の作成は実施)。医療圏内に複数の病院があり体制が異なるため、関与が難しい。
入退院ルール策定に行政が関与する必要があるかを検討している段階にある。
病院側と介護支援専門員側の意識のギャップを感じる時がある。 今は関わっていないが、今後取り組んでいく必要性は感じている。